

住所整理の実施に伴う  
会社・法人などの変更登記の手引

# 目 次

1 まえがき .....	1ページ
2 どんな場合に変更手続きが必要か .....	1ページ
3 登記期間 .....	1ページ
4 変更登記をしなかったら .....	1ページ

## ■ 手続き内容

5 本店の所在地の表示が変更になった場合 .....	2ページ
6 支店の所在地の表示が変更になった場合 .....	4ページ
7 代表者の住所の表示が変更になった場合 .....	5ページ
8 会社等が所有する不動産の名義人の住所変更は .....	6ページ

## ■ 申請書の記載例 など

記載例 1 (本店変更のみの場合) .....	7ページ
記載例 2 (本店の変更と代表取締役又は取締役等の住所変更を一括申請する場合) .....	8ページ
委任状の作成例 .....	9ページ

## 1 まえがき

住所整理（町界町名地番整理）が実施されますと、その区域内の会社、法人、組合（以下「会社等」という）の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地や、代表者等の住所が変更されます。該当者は管轄の法務局に対し、変更登記の手続きをしていただく必要があります。お手数ですがこの手引きを参照の上、すみやかに変更登記の手続きをされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、登記申請の際、市から配布された町名地番変更通知書（法人用）または証明書（法人用）を添付すれば、非課税となります。

## 2 どんな場合に変更手続きが必要か

- (1) 会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地の地番表示が変更になった場合。
- (2) 株式会社の代表取締役、及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団・財団法人、及び公益社団・財団法人の代表理事、各種法人・組合等の代表者などの住所の地番表示が変更になった場合。
- (3) 所在地の表示が変更になった会社等が土地建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合。

## 3 登記期間

本店（主たる事務所）所在地については・・・・・・ 実施日から2週間以内

支店（従たる事務所）所在地については・・・・・・ 実施日から3週間以内

## 4 変更登記をしなかったら

本店の場合、変更登記をしないでおくと、登記簿上の本店の表示が旧表示のままとなり、新しい表示で代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

※ 次ページ以降で、会社の登記の手続きについてご説明しますので、該当する項目をご覧ください。

※ 法人・組合の方は、「本店」→「主たる事務所」、「代表取締役」→「代表理事」等に読み替えて、法務局ホームページの申請様式

([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)) をご参照ください。

## 5 本店の所在地の表示が変更になった場合

### (1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社等の「町名地番変更通知書(法人用)または証明書(法人用)」を添付して本店所在地を管轄する法務局（東京法務局府中支局）に申請します。

また、支店が本店所在地を管轄する法務局の管轄区域外にある場合は、本店所在地における変更登記の終了後、同変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受け、支店所在地を管轄する法務局への「変更登記申請書」に添付して申請します。

なお、変更登記申請書の添付書類欄に会社法人等番号を記入し、履歴事項証明書添付省略の旨を記入した場合、履歴事項証明書の添付を省略することができます。

おって、本店所在地を管轄する法務局への登記申請と同時に、1支店登記所につき登記手数料300円を別途納付することにより、支店所在地への登記を同一書面で申請することができます（本支店一括申請）。

申請書の記載方法については、前掲の法務局ホームページの申請書様式（1-27～1-29）を参照してください。

※登記申請は郵送申請も可能ですが、郵送料は法人の負担になります。

※履歴事項証明書は有料です。

※手続きを司法書士等に依頼した場合の費用は、法人の負担になります。

### (2) 参考例

#### ア 支店がない会社の場合

稲城市平尾〇〇〇番地にある「甲株式会社」の所在地の表示が、稲城市平尾四丁目〇番地の〇に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- |          |                               |    |
|----------|-------------------------------|----|
| ① 必要書類   | 「変更登記申請書」……………                | 1通 |
|          | 「町名地番変更通知書(法人用)または証明書(法人用)」…… | 1通 |
| ② 申請人    | 代表取締役                         |    |
| ③ 登記期間   | 2週間以内                         |    |
| ④ 申請書提出先 | 東京法務局府中支局（郵送でも可）              |    |

#### イ 支店がある会社の場合

稲城市平尾〇〇〇番地にある「乙株式会社本店」の所在地の表示が、稲城市平尾四丁目〇番地の〇に変更になり、八王子市××〇丁目〇番〇号に「乙株式会社八王子支店」がある場合の手続きは次のとおりです。

#### 【本店の所在地を管轄する法務局で行う登記】

前記(2)アの手続きのとおり。

【支店の所在地を管轄する法務局で行う登記】

- ① 必要書類 「変更登記申請書」…………… 1通  
本店の所在地の変更登記をしたことを証する  
「履歴事項証明書」…………… 1通
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 3週間以内
- ④ 申請書提出先 東京法務局八王子支局（郵送でも可）

## 6 支店の所在地の表示が変更になった場合

### (1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社等の「町名地番変更通知書(法人用)または証明書(法人用)」を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請します。

本店所在地の法務局において変更登記の終了後、支店の所在地の変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受け、「変更登記申請書」に添付して、東京法務局府中支局にも申請します。

なお、「履歴事項証明書」の添付省略及び本支店一括の方法による登記申請については、前掲5(1)のとおりです。

※登記申請は郵送申請も可能ですが、郵送料は法人の負担になります。

※履歴事項証明書は有料です。

※手続きを司法書士等に依頼した場合の費用は、法人の負担になります。

### (2) 参考例

東京都千代田区丸の内〇丁目〇番地に本店がある「丙株式会社稲城支店」の所在地の表示が、稲城市平尾〇〇〇番地から稲城市平尾四丁目〇番地の〇に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

#### 【本店の所在地を管轄する法務局で行う登記】

- |          |                                  |     |
|----------|----------------------------------|-----|
| ① 必要書類   | 「変更登記申請書」……………                   | 1 通 |
|          | 「町名地番変更通知書(法人用)または証明書(法人用)」…………… | 1 通 |
| ② 申請人    | 代表取締役                            |     |
| ③ 登記期間   | 2 週間以内                           |     |
| ④ 申請書提出先 | 東京法務局 (郵送でも可)                    |     |

#### 【支店の所在地を管轄する法務局で行う登記】

- |          |  |     |
|----------|--|-----|
| ① 必要書類   | 「変更登記申請書」……………                           | 1 通 |
|          | 稲城支店の所在地の変更登記をしたことを証する<br>「履歴事項証明書」…………… | 1 通 |
| ② 申請人    | 代表取締役                                    |     |
| ③ 登記期間   | 3 週間以内                                   |     |
| ④ 申請書提出先 | 東京法務局府中支局 (郵送でも可)                        |     |

## 7 代表者等の住所の表示が変更になった場合

### (1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等<sup>[注1]</sup>の「住所変更通知書または証明書」を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請する。

[注1]： 株式会社の場合は代表取締役、特例有限会社の場合は取締役・監査役。

※登記申請は郵送申請も可能ですが、郵送料は法人の負担になります。

※手続きを司法書士等に依頼した場合の費用は、法人の負担になります。

### (2) 参考例

世田谷区××〇丁目〇番〇号に本店がある、「丁株式会社」の代表取締役「法務太郎」さんの住所の表示が、稲城市平尾〇〇〇番地から稲城市平尾四丁目〇番地の〇に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

#### 【本店の所在地で行う登記】

- |          |                      |     |
|----------|----------------------|-----|
| ① 必要書類   | 「変更登記申請書」……………       | 1 通 |
|          | 「住所変更通知書または証明書」…………… | 1 通 |
| ② 申請人    | 代表取締役                |     |
| ③ 登記期間   | 2 週間以内               |     |
| ④ 申請書提出先 | 東京法務局世田谷出張所（郵送でも可）   |     |

※本店所在地を管轄する法務局へ提出する。

## 8 会社等所有の不動産の名義人住所の変更は

※この場合、必ず、会社等の所在地の変更登記を先に済ませてから手続きを行ってください。

### (1) 手 続

「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載し、不動産所在地を管轄する法務局に申請します。

また、不動産所在地を管轄する法務局に本店、支店等がない場合は、本店所在地を管轄する法務局で所在地の変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受け、「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に添付して不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

なお、所有権登記名義人住所変更登記申請書の添付書類欄に会社法人等番号を記入し、履歴事項証明書添付省略の旨を記入した場合、履歴事項証明書の添付を省略することができます。

※登記申請は郵送申請も可能ですが、郵送料は法人の負担になります。

※履歴事項証明書は有料です。

※手続きを司法書士等に依頼した場合の費用は、法人の負担になります。

### (2) 参考例

稲城市平尾〇〇〇番地にある「A株式会社本店」の所在地の表示が、稲城市平尾四丁目〇番地の〇に変更になり、稲城市内及び八王子市内（支店はない）に土地を所有している場合の手続きは次のとおりです。

#### ア 稲城市内の土地の場合

- |          |                      |     |
|----------|----------------------|-----|
| ① 必要書類   | 「所有権登記名義人住所変更登記申請書」  | 1通※ |
| ② 申請人    | 代表取締役                |     |
| ③ 登記期間   | 期間の定めはないので必要の際に申請する。 |     |
| ④ 申請書提出先 | 東京法務局府中支局（郵送でも可）     |     |

#### イ 八王子市内の土地の場合

- |          |                      |     |
|----------|----------------------|-----|
| ① 必要書類   | 「所有権登記名義人住所変更登記申請書」  | 1通※ |
|          | 本店の所在地の変更登記をしたことを証する |     |
|          | 「履歴事項証明書」            | 1通  |
| ② 申請人    | 代表取締役                |     |
| ③ 登記期間   | 期間の定めはないので必要の際に申請する。 |     |
| ④ 申請書提出先 | 東京法務局八王子支局（郵送でも可）    |     |

- 所有権登記名義人住所変更登記申請書の記載方法につきましては、別冊の「住所変更手続きのしおり」をご参照ください。

記載例1 (本店変更のみの場合)

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

- 1. 会社法人等番号 **0000-00-000000** 分かる場合に記載してください。
- フリガナ  
1. 商号 **株式会社稲城**
- イナギ  
1. 本店 **東京都稲城市平尾1234番地56** 変更前の本店所在地
- 1. 登記の事由 町名地番変更の実施による本店の変更
- 1. 登記すべき事項 平成 **31** 年 **3** 月 **2** 日町名地番変更の実施による本店の変更  
本店 **東京都稲城市平尾四丁目00番地0**
- 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号
- 1. 添付書類 町名地番変更通知書(法人用)または証明書(法人用)  
市町村長の証明書 **1** 通  
~~委任状~~ 通

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 **○** 年 **○** 月 **○** 日 法務局へ申請する日(郵送の場合は投函日)

申請人 **東京都稲城市平尾四丁目00番地0** 変更後の本店所在地  
**株式会社稲城**

代表取締役 **東京都稲城市東長沼9999番地9** 代表取締役の住所  
**稲城 太郎** (印)

連絡先の電話番号 **000 - 000 - 0000** 法務局に届出している印鑑

~~申請代理人~~ 代理人が申請する場合は、代理人の住所・氏名をご記載のうえ、代理人の印鑑を押してください。

東京法務局 府中支局 御中 なお、代理人申請の場合は添付書類として、代表取締役が法務局に提出した代表印を押した委任状が必要です。

(※委任状は9pページの作成例を参考に自分で作成してください。)

受付番号票貼付欄

## 株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 **0000-00-000000** ● 分かる場合に記載してください。
1. 商号 <sup>フリガナ</sup> **株式会社稲城** <sup>イナギ</sup>
1. 本店 **東京都稲城市平尾1234番地56** ● 変更前の本店所在地
1. 登記の事由 町名地番変更の実施による代表取締役の住所変更  
本店の変更
1. 登記すべき事項 平成 **31** 年 **3** 月 **2** 日町名地番変更の実施による  
代表取締役 **稲城太郎** の住所変更 ● ※変更があった役員全員分  
**東京都稲城市平尾四丁目99番地9** をご記載ください  
平成 **31** 年 **3** 月 **2** 日町名地番変更の実施による  
本店の変更  
**東京都稲城市平尾四丁目00番地0**
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号
1. 添付書類 市町村長の証明書 **2** 通 ● この記載例のように、複数の事項を同時に申請する場合、町  
委任状 ~~1~~ 通 名地番変更通知書（法人用）または証明書（法人用）と、役  
員個人の住所変更通知書または証明書を添付してください。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 **○** 年 **○** 月 **○** 日 ● 法務局へ申請する日（郵送の場合は投函日）

申請人 **東京都稲城市平尾四丁目00番地0** ● 変更後の本店所在地  
**株式会社稲城**

代表取締役 **東京都稲城市東長沼9999番地9** ● 代表取締役の住所  
**稲城太郎** (印)

連絡先の電話番号 **000 - 000 - 0000** ● 法務局に届出している印鑑

~~申請代理人~~ ●  
東京法務局 府中支局 御中  
代理人が申請する場合は、代理人の住所・氏名をご記載のうえ、代理人の印鑑を押してください。  
なお、代理人申請の場合は添付書類として代表取締役が法務局に提出した代表印を押した委任状が必要です。  
(※委任状は9ページの作成例を参考に各自で作成してください。)

委 任 状

東京都稲城市東長沼〇〇番地  
稲 城 次 郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当社の本店は、平成31年3月2日町名地番変更の実施に伴う本店の変更及び役員住所変更についての登記を管轄法務局へ代理して申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

平成〇年〇月〇日

東京都稲城市平尾四丁目〇番地の〇 (注2)  
株式会社稲城  
代表取締役 稲 城 太 郎 印 (注3)

- (注) 1 原本還付を請求する場合に記載します。  
2 変更後の本店を記載します。  
3 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押します。

● 変更登記についてのお問い合わせは……

東京法務局 府中支局

TEL 042(335)4753

● 町名地番変更についてのお問い合わせは……

稲城市役所  
都市建設部 都市計画課  
住居表示担当

TEL 042(378)2111 (代)

稲城市 都市計画課